

# 「農業委員会」について！

農業委員会は、「農地法」・「農業委員会等に関する法律」などにより次の事業を行っています。

## 1. 農業委員会総会に関すること。

※「総会開催予定日」については、ご確認ください。

## 2. 農地法等による許可（承認）申請に関すること。

※「農地法申請締切日」については、ご確認ください。

※申請は、事前に現地と書類について、農業委員（地区担当）による確認業務が必要となります。

なお、農業委員（地区担当）については、ご確認ください。

①農地法第3条申請・・・農地を耕作する目的で売買、貸借する申請

②農地法第4条申請・・・農地の所有者自ら農地を農地以外の用途にする為の申請

③農地法第5条申請・・・農地所有者以外の者（事業者）が所有権移転、貸借等によって農地以外の用途にする為の申請

④土地現況確認申請（農地法第2条）

⑤その他農地に関する届出

※申請書類及び必要書類については、事務局迄ご確認ください。

## 3. 農地管理に関すること。

①農用地利用状況調査（農地パトロールの実施）

②耕作放棄地及び遊休農地の是正指導

③無断転用防止の指導

## 4. 農業者年金に関すること。

①農業者年金の新規加入推進

②農業者年金受給者の管理指導

5. 情報の提供に関すること。

①農地の賃借料情報

②目標及びその達成に向けた活動計画並びに活動の点検・評価について  
～農業委員会の適正な事務実施について～ より

なお、不明な事柄については、各地区の農業委員さんか農業委員会事務局迄お尋ねください。

農業委員会事務局

〒509-0492	
岐阜県加茂郡七宗町上麻生2442番地3	
七宗町役場 農林建設課 農務係	
電話番号	0574-48-1113 (直) 内線166
FAX番号	0574-48-2239

※追伸：平成23年8月9日より農林建設課へは、直通電話となりました。  
また、内線番号も変わりましたのでご確認ください。